

# 文京区立大塚小学校 PTA 規約

## 第1章 名 称

第1条 この会は文京区立大塚小学校 PTA といい、事務所を文京区立大塚小学校内におく。  
東京都文京区大塚4-1-7

## 第2章 目 的

第2条 この会は保護者と先生が、成人教育活動を進めることによって、学校教育を理解し、学校、家庭、社会の教育環境の向上を図るため、お互いに協力し、児童の幸福と健全な成長を期することを目的とする。

## 第3章 活 動 方 針

第3条 この会は第2条の目的を達するため、次の方針に基づき活動する。

1. 教育を本旨とする民主団体として、活動する。
2. 活動を通じ自己の教育を高めつつ、こどもの教育、育成の向上に努める。
3. こどもの健康、安全、福祉を増進する。
4. こどもの学校、家庭、社会における教育環境をよくするよう努める。
5. 会員相互の親和を深め、学校教育、家庭を理解するよう努める。
6. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
7. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
8. この会または、この会の役員の名において、公私の選挙の候補を推薦しない。
9. 学校の運営、管理、人事に干渉しない。

## 第4章 会員および会費

第4条 この会の会員は、次の各項にあたるものとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に在職する教職員。

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第6条 この会の会員は、次の会費を納めるものとする。

1. 会員は児童1名（教職員の場合には、教職員1名）につき月額700円とする。
2. 会員であって、特別の事情のあるものは、実行委員会の承認を経て会費の減免をすることができる。
3. 5・6年生は、卒業対策費として、毎月一定額の積立をする。
4. PTA会費の支払い基準日を15日とする。1日～15日までに転入した場合はその月のPTA会費を徴収することとし、16日～月末までに転入した場合はその月のPTA会費を免除とする。

第7条 この会に名誉会員をおくことができる。

1. この会に永年功勞のあった者。
2. 該当するものの選定は、実行委員会の推薦により定期総会の承認を得るものとする。

## 第5章 経 理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、およびその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

1. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
2. この会の次年度繰越金については、決算会計監査終了後、次年度の予算として計上する。

## 第6章 役 員

第12条 この会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名（保護者）  
副会長 3名（2名保護者、1名教職員）  
書 記 3名（2名保護者、1名教職員）  
会 計 2名（1名保護者、1名教職員）

但し、副会長、書記および会計については、上記定数にかかわらず必要に応じて増員することができるものとする。増員となる役員の選任等については、第16条4項および第19条1項を準用する。

2. 役員の任期は1カ年とし、保護者は通算2期2カ年までとする。会長職にあつては任期を上限2カ年、通算1期までとし、他の役員との通算は行わない。
3. 役員は、他の役員の兼任は原則としてできない。

## 第7章 役員 の 任 務

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
3. 書記は、諸会議の議事を記録し、会の庶務を担当する。
4. 会計は、経理事務を担当し、この会の財産を管理する。また、予算立案について協力する。

第14条 学校長は、すべての会合に出席して、意見を述べることができる。

## 第8章 会 計 監 査 委 員

第15条 この会の会計を監査するため、会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員2名（保護者）とする。
2. 会計監査委員は決算時のほか、必要に応じて会計監査を行い、その結果を年度はじめ総会に報告する。
3. 会計監査委員の任期は役員に準ずる。ただし委員、役員は兼任できない。

## 第9章 役員および会計監査委員の選出・就任

第16条 役員、会計監査委員の選出および就任は次のとおり行う。

1. 役員、会計監査委員は役員候補者推薦委員会により推薦する。

2. 推薦委員会は、各学年より1名（保護者）、教職員の代表2名、実行委員会より1名（保護者）の互選により選出者をもって構成する。
3. 役員、会計監査委員候補者の名前を公表する前に、被候補者の同意を得なければならない。
4. 役員、会計監査委員は、定期総会において選出される。
5. 新役員、新会計監査委員は、前役員および前会計監査委員の任期満了の時から就任する。

第17条 会長に欠損を生じたときは、副会長が昇格する。

その他の役員、会計監査委員に欠損を生じたときには、実行委員会の選出承認を経て、会長がこれを委嘱補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第10章 委 員

第18条 この会は、第2条の目的達成のため、委員を選出し活動の主体とする。

1. 委員は各学年の保護者の中より、互選により選出する。但し、学級代表委員は各学級より1名、その他の委員は各学年より1名以上を選出する。
2. 各学級より選出された学級委員は、学級学年委員会、常置委員会の構成員となる。
3. 校外委員は、各地域班より互選により選出する。
4. 本校に在職する教職員は委員となる。
5. 委員に欠損を生じた場合は、これを補充する。

## 第11章 総 会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

1. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、年度当初および年度末に開き、次の事項について審議する。

年度当初総会

- (1) 前年度事業および決算報告
- (2) 新年度事業計画および予算審議

年度末総会

- (1) 役員、会計監査委員の改選
- (2) その他重要事項の審議

2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合と、会員の10分の1以上の要求があった時開催する。
3. 総会は、会長が招集する。総会の招集は、会の5日前までに会議の目的事項を示して会員に通知しなければならない。
4. 総会の定足数は、委任状を含め構成員の3分の1とし、議事は、出席者の過半数で決定する。
5. 総会において、あらかじめ承認を得た事項および緊急事項については、委員総会をもって総会に代えることができる。

## 第12章 委 員 総 会

第20条 委員総会は、役員、委員全員をもって構成し、総会につぐ決議機関とする。

1. 委員総会は、会長が招集し、必要に応じて随時開くことができる。ただし、委員の半

数以上の出席がなければ成立しない。

2. その他、総会より委任された事項および緊急事項を審議する。緊急事項については次期総会に報告承認を受けなければならない。

### 第13章 役員会

第21条 役員会は、役員をもって構成し、会長の任務を補佐する。

1. 予算原案および実行委員会の議案を準備する。
2. 学校および各種団体、機関等の連絡調整を行う。
3. 役員は、各常置委員会との連絡調整にあたる。

### 第14章 実行委員会

第22条 実行委員会は、役員、各学級代表委員、各常置委員会委員長および副委員長、特別委員会委員長をもって構成し、この会の最高執行機関とする。

1. この会の運営、活動に関する必要事項を協議決定し、年度事業計画および予算案の作成ならびに総会に提出する議案調整と議事日程の作成。
2. 各種委員会で立案された事業計画の審議調整をする。
3. 実行委員会は、委員総会において決議された日程に基づき開催するものとし、必要に応じて日程の変更、追加で開催することができる。
4. この会の運営上必要な事務細則および特別委員会を設置することができる。その他、総会より委任された事務を執行処理する。

### 第15章 常置委員会

第23条 常置委員会は、次の4委員会とする。

(1) 学級代表委員会

会員相互の親和を深め、学校教育、家庭教育の理解をするように努める。

(2) 広報委員会

P T A活動と学校教育の理解を深めるために広報活動に努める。

(3) 保健厚生委員会

こどもの健康、安全、福祉を増進すると共に、会員相互の親睦に努める。

(4) 校外委員会

地域班との結び付きを密にし、児童の校外生活の向上に努める。

1. 各委員会に、委員長(保護者)、副委員長(保護者)をおく。この選出は、委員の互選により指名する。
2. 各委員会は、委員会の年間活動(事業)計画を作成、予算化された委員会費をもって支弁する。
3. 委員長は、必要に応じ委員会を開き、副委員長とともにその運営にあたり、委員会の議長となる。
4. 会長は、必要に応じ委員長会(委員長事故あるときは副委員長)を開き、常置委員会の運営活動上の協議を行うことができる。

## 第16章 学級学年委員会

- 第24条 学級学年委員会は、学級委員および学級担任をもって構成し、学級活動、学年活動を推進する。
1. 学級委員会は、各学級担任との密接な連絡をはかり、学級活動の運営にあたる。
  2. 学年委員会は、学年の教員との連絡をはかり、学年活動の運営、相互の連絡、調整にあたる。

## 第17章 個人情報

- 第25条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については実行委員会において「個人情報取扱いに関する基本方針」および「個人情報取扱い方法」を定め、適正に運用するものとする。

## 第18章 改正

- 第26条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第19章 サークル活動の共催

- 第27条 会員相互の親和と児童の健全育成を目的とし、各種サークル活動の共催を行う。
1. 各種サークルを編成し活動を行う場合は、事前に実行委員会の承認を得るものとする。
  2. 各種サークルを編成し活動を行う場合は、代表責任者を選出し運営・会計を独立して行う。
  3. 各種サークルを編成し活動を行う場合は、4月1日より翌年3月31日までを1期とし、次年度の当初総会までに会計報告・事業報告を実行委員会へ書面にて提出する。

### 附 則

(施行細則)

- 第28条 本規約の施行細則は別に定めるところによる。(慶弔費規約など)

### 文京区立大塚小学校PTA 慶弔費規約

- 第1条 本校児童、本校教職員、保護者会員が死亡した時は、10,000円の香典を贈る。
- 第2条 名誉会員が選定された時は、記念品を贈る。
- 第3条 本校教職員が転出・退職する時は、記念品を贈る。
- 第4条 本校功労者への弔意については第5条を適用する。
- 第5条 本規約運営の実施細目については、会長が認定する。
- 第6条 本規約は、平成28年5月7日より施行する。

### 附 則

この規約は 昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。

昭和60年3月15日 一部改正

昭和61年3月11日 一部改正

平成13年3月 6日 一部追加

平成14年3月18日 一部改正

平成17年3月16日 一部改正

平成18年3月15日 一部改正

平成18年12月2日 一部改正

平成21年3月11日 一部改正

平成22年5月 7日 一部改訂

平成27年5月 9日 一部改正

平成28年3月10日 一部改正

平成28年5月 7日 一部改正

平成29年3月10日 一部改正

平成29年6月20日 一部訂正

平成30年3月12日 一部改正

平成30年5月12日 一部改正